

建設工事業者の皆様へ

島田市行政経営部契約検査課長

島田市建設工事執行規則の一部改正について（通知）

下記のとおり規則の一部を改正し、公布したので、お知らせいたします。

記

1 一部改正の理由及び概要

(1) 理由

- ・近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、また、公共工事における更なる暴力団排除の徹底のため、公共工事標準請負契約約款が改正され、その実施について中央建設業審議会から勧告があり、静岡県においても必要な改正が行われたことから、それに準じて本市においても改正を行う。（第40条、第55条関係）
- ・本市では、建設工事の検査を100万円以上は契約検査課職員が行い、100万円未満については、総括監督員である工事担当課長が行うとされている。しかし、監督員と検査員を兼ねると不正が防止できない等の問題があることから、予算決算及び会計令において、監督を命じられた者は検査職務の兼務ができないとされている。このことから、適正な検査を実施するために、監督員とは別の職員が検査を行うよう改正する。（第42条関係）

(2) 概要

①災害復旧工事等における損害の負担について（第40条関係）

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担するとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担することとする。

②発注者が催告によらず契約を解除することができる要件の拡大について（第55条関係）

受注者の役員及び営業所等の代表者に加え、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるときや、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用していると認められるとき等に、発注者が直ちに契約を解除できることとする。

③検査を行う職員について（第42条関係）

請負代金額100万円未満の場合は、当該工事の監督員でない係長以上の職員とする。

2 施行日

令和5年4月1日

(問い合わせ先)

契約検査課 契約・検査担当

電話 (0547)36-7220

FAX (0457)37-8200

E-mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp